

登録商標「極真 KYOKUSIN」他商標権侵害差止等請求事件：東京地裁平成 27(ワ)22521（甲事件）・同平成 28(ワ)9187（乙事件）・平成 29 年 3 月 23 日（民 47 部）判決＜請求認容＞

【キーワード】

商標登録の無効事由（商標法 4 条 1 項 7 号）、商標権の効力不及の抗弁（商標法 26 条 1 項 1 号）、権利の濫用の抗弁（民法 1 条 3 項）、原告の損害賠償額（商標法 38 条 2 項・3 項）

【主 文】

- 1 被告法人は、原告 A に対し、844 万 0388 円及びこれに対する平成 28 年 4 月 2 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 被告法人は、原告会社に対し、200 万円及びこれに対する平成 28 年 4 月 2 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 3 原告らの被告法人に対するその余の請求及び被告 B に対する請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、甲事件・乙事件を通じこれを 4 分し、その 1 を被告法人の負担とし、その余を原告らの負担とする。
- 5 この判決は、第 1 項及び第 2 項に限り、仮に執行することができる。

【事案の概要】

1 事案の要旨

本件は、別紙商標目録記載 1～3 の各登録商標（以下、順に「本件商標 1」～「本件商標 3」といい、これらに係る各商標権を順に「本件商標権 1」～「本件商標権 3」という。）の商標権者である原告 A 及び別紙商標目録記載 4～6 の各登録商標（以下、順に「本件商標 4」～「本件商標 6」といい、これらに係る各商標権を順に「本件商標権 4」～「本件商標権 6」という。また、本件商標 1～6 を併せて「本件各商標」といい、本件各商標に係る商標権を併せて「本件各商標権」という。）の商標権者である原告会社が、被告らに対し、以下の各請求をする事案である。

(1) 原告 A が、被告らに対し、被告らが、本件商標 1～3 に類似する本件標章 1、同 2-1、同 2-2、同 3 を、①本件各建物の看板、建物ドア、表示板等に使用する行為及び②空手の教授を受ける者の利用に供する道着に付して空手教授を行う行為並びに③本件ウェブサイトが付す行為が、いずれも原告 A の有する本件商標権 1～3 を侵害すると主張して、被告らに対し、商標法（以下「法」という。）36 条 1 項に基づき、本件標章 1、同 2-1、同 2-2、同 3 の各使用の差止めを求める。

(2) 原告会社が、被告らに対し、被告らが、本件商標 4～6 に類似する本件

標章4-1, 同4-2, 同5, 同6を, ①本件建物の看板, 建物ドア, 表示板等に使用する行為, ②空手の教授を受ける者の利用に供する道着に付して空手教授を行う行為及び③本件ウェブサイト^{に付す行為が}, いずれも原告会社の有する本件商標権4~6を侵害すると主張して被告らに対し, 法36条1項に基づき, 本件標章4-1, 同4-2, 同5, 同6の各使用の差止めを求める。

(3) 原告Aが, 被告らに対し, 被告らの上記(1)の行為が原告Aの有する本件商標権1~3を侵害する共同不法行為に当たると主張し, 民法709条及び法38条2項に基づき, 損害賠償金1200万円及びこれに対する被告らに対する最終の訴状送達の日(乙事件の訴状送達日)の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める。

(4) 原告会社が, 被告らに対し, 被告らの上記(2)の行為が原告会社の有する本件商標権4~6を侵害する共同不法行為に当たると主張し, 民法709条及び法38条3項に基づき, 損害賠償金225万円及びこれに対する被告らに対する最終の訴状送達の日(乙事件の訴状送達日)の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める。

2 前提事実(当事者間に争いのない事実並びに各項末尾掲記の証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実)

(1) 当事者

ア 原告Aは, 国際空手道連盟極真会館(以下「極真会館」という。)を設立したC(平成6年4月26日死亡。以下「C」という。)の子であり, 「国際空手道連盟極真会館」, 「国際空手道連盟極真会館総本部」及び「国際空手道連盟極真会館宗家」等(以下, これらを「宗家」ということがある。)の名称を用いて空手教授等の活動を行っている。(甲8, 乙117, 弁論の全趣旨)

イ 原告会社は, スポーツ, 芸能の興行及び出演, 空手道場の経営等を目的とする株式会社(特例有限会社)であり, その代表取締役は原告Aである。(弁論の全趣旨)

ウ 被告法人は, Cが提唱した極真精神を礎とし, 日本の伝統文化である武道空手を通じた青少年の健全な精神と身体の育成等を目的とする教室の運営等を業とする特定非営利活動法人(NPO法人)であり, 被告Bはその唯一の理事である。(弁論の全趣旨)

(2) 極真会館の設立及び分派後の経緯等

ア Cは, フルコンタクトルール(直接打撃制ルール)を特徴とする空手として極真空手を創始し, 昭和39年, 東京に総本部を置く極真会館を設立し, その館長ないし総裁と呼称されるようになった。(乙123)

イ 極真会館は, Cが死亡した平成6年4月26日の時点において, 日本国内に, 総本部, 関西本部のほか, 55の支部, 550の道場を有し, その会員数は約50万人に上っていたが, Cの死後, 極真空手を教授する多数の団体に分派した。

本件各標章は、遅くとも同日時点までに、国内外において、空手及び格闘技に関心を有する者らの間で、極真会館又はその活動を表す標章として広く認識されていた。なお、Cは生前、本件各標章を含めた極真会館を示す標章（以下「極真関連標章」という。）につき、商標登録出願をしていなかった。（乙65，123）

ウ 被告Bは、平成18年9月1日、原告Aを代表者とする「国際空手道連盟極真会館総本部」（宗家）との間で、被告Bを「福島県支部」の支部長とし、被告Bが宗家の本部に対して種々の義務を負う旨の「誓約書（規約）国内支部 規約書」（以下「本件規約」といい、本件規約に基づく契約を「本件支部契約」という。）を取り交わした。（甲8）

被告Bは、従前、福島県内において、空手教授等を目的とする複数の空手道場（以下「被告ら道場」という。）を運営し、平成20年11月14日に被告法人が設立された後は被告法人が被告ら道場を運営している（弁論の全趣旨。なお、被告法人の設立後においても被告Bが被告法人と共に道場を運営しているかについては、後記4(1)のとおり、当事者間に争いがある）。

エ 原告らは、平成29年2月7日時点において、日本国内において、総本部のほか、4か所の国内道場（支部）を運営し、極真空手の教授等を行っている。（乙117）

(3) 原告らの有する商標権

ア 原告Aの有する商標権

原告Aは、次の(ア)～(ウ)の各商標権（本件商標権1～3）を有している。

(ア) 本件商標権1

登録番号	第5207705号
出願日	平成16年10月15日
登録日	平成21年 2月27日
登録商標	別紙商標目録記載1のとおり
商品及び役務の区分・指定商品	第25類 被服，空手衣
商品及び役務の区分・指定役務	第41類 空手の教授，空手の興行の企画・運営又は開催

(イ) 本件商標権2

登録番号	第5207706号
出願日	平成16年10月15日
登録日	平成21年 2月27日
登録商標	別紙商標目録記載2のとおり
商品及び役務の区分・指定商品	第25類 被服，空手衣
商品及び役務の区分・指定役務	第41類 空手の教授，空手の興行の企画・運営又は開催

(ウ) 本件商標権3

登録番号 第5284760号
出願日 平成16年10月15日
登録日 平成21年12月4日
登録商標 別紙商標目録記載3のとおり
商品及び役務の区分・指定商品 第25類 被服, 空手衣
商品及び役務の区分・指定役務 第41類 空手の教授, 空手の興行の企画・
運営又は開催

イ 原告会社の有する商標権

原告会社は、次の(ア)～(ウ)の各商標権(本件商標権4～6)を有している。

(ア) 本件商標権4

登録番号 第5362507号
出願日 平成15年7月17日
登録日 平成22年10月22日
登録商標 別紙商標目録記載4のとおり
商品及び役務の区分・指定役務 第41類 空手の教授, 空手の興行の企画・
運営又は開催

(平成23年2月10日付けで原告Aから原告会社に商標権移転)

(イ) 本件商標権5

登録番号 第5490938号
出願日 平成15年7月17日
登録日 平成24年5月11日
登録商標 別紙商標目録記載5のとおり
商品及び役務の区分・指定商品 第25類 被服, 空手衣

(ウ) 本件商標権6

登録番号 第5551479号
出願日 平成24年6月6日
登録日 平成25年1月25日
登録商標 別紙商標目録記載6のとおり
商品及び役務の区分・指定商品 第25類 被服, 空手衣
商品及び役務の区分・指定役務 第41類 空手の教授, 空手の興行の企画・
運営又は開催

(4) 被告法人の行為

被告法人は、次のとおり、本件各標章を業として使用している(なお、後記3(1)及び4(1)のとおり、被告法人に加えて被告Bが本件各標章を使用しているかについては当事者間に争いがある。)

ア 空手の教授等

(ア) 被告法人は、平成21年2月以降、本件道場の建物の看板、建物ドア、表示板等に本件標章1, 同2-1, 同2-2, 同3, 同4-1, 同4-2を

使用している。

(イ) 被告法人は、平成21年2月以降、その運営する本件道場において、空手の教授を受ける者の利用に供する道着に本件標章5を使用している。

(ウ) 被告法人は、平成21年2月以降、本件道場において、本件標章1、同2-1、同2-2、同4-1、同4-2記載の標章を付したワッペン、シール、ステッカー等を販売してこれらの各標章を使用している（甲10の写真26、28）。

(エ) 被告法人は、平成21年2月以降、その管理するウェブサイト（本件ウェブサイト）に本件標章1、同2-2、同3、同4-1、同4-2、同5を付して使用している。

イ 空手の興業の企画・運営又は開催

被告法人は、平成26年に、福島県内で第10回オープントーナメント全福島空手道選手権大会を開催し、同大会において、本件標章1、同2-1、同2-2、同3、同5を使用した横断幕、旗、道着、Tシャツ、賞状トロフィー等を用い、また、本件標章1、同2-2、同3、同4-1、同4-2、同5、同6を付したTシャツ、タオル、バッグ、ワッペン、シール、ステッカー等を販売した。（甲11）

(5) 本件各商標と本件各標章の類似

ア 本件標章1は、本件商標1に類似する。

イ 本件標章2-1及び同2-2は、いずれも本件商標2に類似する。

ウ 本件標章3は、本件商標3に類似する。

エ 本件標章4-1及び同4-2は、いずれも本件商標4に類似する。

オ 本件標章5は、本件商標5に類似する。

カ 本件標章6は、本件商標6に類似する。

(6) 本件商標の指定商品ないし指定役務と被告ら道場における行為等

被告ら道場における空手の教授（上記(4)ア）は、本件商標1～4及び6の指定役務である第41類「空手の教授」に当たり、第10回オープントーナメント全福島空手道選手権大会の開催（上記(4)イ）は、本件商標1～4及び6の指定役務である第41類「空手の興業の企画・運営又は開催」に当たる。また、本件各標章を付した道着及びTシャツは、いずれも、本件商標1～3、5及び6の指定商品である第25類「被服、空手衣」に当たる。

(7) 消滅時効の援用

被告らは、平成28年10月27日、原告らの損害賠償請求債権のうち、被告Bについては、平成24年8月9日（被告Bに対する訴え提起日の3年前の日の前日）までの本件各標章の使用に係る分につき、被告法人については、平成25年3月21日（被告法人に対する訴え提起日の3年前の日の前日）までの本件各標章の使用に係る分につき、それぞれ消滅時効を援用した。（第8回弁論準備手続調書及び第11回各弁論準備手続調書の各記載）

(8) 本件各訴えの提起

原告らは、平成27年8月10日に被告Bに対する訴え（甲事件）を、平成28年3月22日に被告法人に対する訴え（乙事件）を、それぞれ当裁判所に提起した。

3 争点

- (1) 被告Bが本件各標章を使用しているか（争点1）
- (2) 本件各商標の商標登録に無効理由があるか（争点2）
- (3) 法26条1項1号の抗弁の成否（争点3）
- (4) 本件各商標に係る被告Bの先使用権の成否（争点4）
- (5) 権利濫用の抗弁の成否（争点5）
- (6) 非商標的使用の抗弁の成否（争点6）
- (7) 消滅時効の抗弁の成否（争点7）
- (8)原告らの損害額（争点8）

【判 断】

1 認定事実

前記前提事実に加え、証拠（甲8, 9, 15～20, 乙64～66, 68, 70, 71, 74, 75, 79, 95, 100, 112, 113, 117, 119, 122, 123, 127）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) Cの生前における極真会館の組織等

- ア Cは、昭和39年、極真会館を設立し、その館長ないし総裁と呼称された。極真会館は、設立後、東京池袋の総本部及び関西本部のほか、全国各地に支部を設置するとともに世界各国にも本部及び支部を設置し、全日本大会や全世界大会等の各種大会を開催するなどしてその規模を拡大させ、Cの死亡した平成6年4月当時、国内において、総本部、関西本部のほか、55の支部、550の道場、会員数50万人を有し、海外も含めると130か国において会員数1200万人を超える規模となっていた。
- イ Cの生前、Dらを含めた極真会館の支部長らは、支部長への就任に当たって、極真会館との間で規約を取り交わしていた。規約には、極真会館本部の役員として、総裁兼館長、名誉会長、会長、副会長、理事、委員会委員、顧問、相談役、師範及び指導員をおくこと（1条）、支部長の決定については、本部の委員会で承認を得た後、会長又は総裁が裁可すること（7条）、支部長には5年ごとに規約を更新する義務があり、支部長としての品格等に問題がある場合には支部長を更迭されることがあり得ること（17条）、支部若しくは支部長が規約に違反した場合、本部委員会及び本部理事会の議決によって支部の認可を取り消し、又は違約金を徴することがあること（34条）などが定められていた。また、規約上、支部による極真関連標章の使用については「既に登録してある極真のマーク（カンク、連盟マーク、胸章

等)を委員会の承認なしに無断で使用できない」(15条)と定められていた。なお、規約には、極真会館の総裁兼館長の地位の決定や承継に関する定めは存在しなかった。もっとも、実際の運用として、道場や各種大会等において、支部長らはC又は極真会館本部から個別の許可を得ることなく極真関連標章を自由に使用しており、Cや本部が支部長に対して極真関連標章の使用を禁止することはなかった。

(2) Cの生前における被告B及びDらの活動等

ア 被告Bの活動等

被告Bは、昭和55年に極真会館福島県支部が運営する道場に入門して極真会館の門下生となったが、道場の責任者との関係が悪化したことなどから道場を辞め、その後は、土木設計の会社を経営するなどして空手の活動からは距離を置くようになった。

(なお、被告らは、被告Bが昭和58年から同支部の運営する道場の責任者として空手の指導に当たっており、極真会館の周知性・著名性の形成に寄与してきた旨主張し、被告Bの陳述書(乙122)にも、自分は他の1名と共に道場の責任者として指導等を行ってきたと思っている、道場を辞めたわけでもない旨の記載がある。しかしながら、被告Bが道場の責任者を務めていたことを認めるに足る客観的証拠はなく、かえって、①Fの陳述書(甲20)に、同支部が運営する道場の責任者は被告Bではなかった、被告Bは同責任者との折合いが悪くなって道場を辞めた、といった趣旨の記載があること、②被告Bが執筆した記事(乙95)にも「いつしか空手の世界から遠ざかってしまいました。」、「その後、空手に対する『想い』はそれ程膨らまず、いつしか仕事のみで没頭する生活が馴染んでいました。ところが、平成8年11月、私が34歳の時、福島県本部長のF師範より県南支部総設の話が舞い込み、再び“空手”と言う言葉に胸躍らせました。」、「『これでもう空手への復帰は一生ないだろう・・・忙しい毎日に追われ、自分の思いを貫けぬまま終わってしまうのだろうか・・・』そう思うと胸が締め付けられました」などという記載があることに照らせば、被告らの上記主張及び被告Bの陳述書の記載はいずれも上記認定を左右するものとはいえない。)

イ Dらの活動等

(ア) Dは、昭和42年に極真会館に入門し、入門からわずか1年1か月で初段に昇段した。これは、当時の極真会館における最短での初段昇段であった。Dは、昭和44年に初めて出場した第1回全日本大会で3位に入賞し、昭和45年に開催された第2回全日本大会で優勝を果たした。Dは、昭和46年1月に、極真会館の徳島県支部長に就任し、次いで昭和52年10月には、愛知県支部長にも重ねて就任し、これらの支部及び支部内の支部内において、上記(1)イの運用に従って、本件各標章を使用して空手教授を行った。Dは、Cが死亡した平成6年4月26日時点において、徳島、愛知の両県内に極真会館の道場11か所を開設して空手教授を行っていた。

(イ) Eは、昭和44年に極真会館に入門した後、昭和46年に開催された第3回全日本大会で3位に入賞し、昭和50年に開催された第1回全世界大会では4位に入賞した。Eは、昭和51年、極真会館の山梨県支部長に就任し、次いで昭和52年には、静岡県支部長にも重ねて就任し、これらの支部及び支部内の分支部において、上記(1)イの運用に従って、本件各標章を使用して空手教授を行った。Eは、Cが死亡した平成6年4月26日時点において、山梨、静岡の両県内に極真会館の道場70か所を開設して空手教授を行っていた。

(3) Cの死亡

ア Cは、自らの後継者を公式に指名することなく、平成6年4月26日に死亡したが、同月19日付けで、Gを後継者とする旨が記載されたCの危急時遺言（以下「本件遺言」という。）が作成されていた。

イ Gは、本件遺言に従い、同年5月10日に開催された支部長会議での承認を経て、極真会館の館長に就任した。しかし、その後、極真会館の内部で対立が生じ、極真会館は極真空手を教授する多数の団体に分裂した。

ウ 本件遺言の証人の一人は、本件遺言の確認を求める審判を申し立てたが、東京家庭裁判所は、平成7年3月31日、本件遺言がCの真意に出たものと確認することが困難であるとして上記申立てを却下し、東京高等裁判所も、平成8年10月16日付け抗告棄却決定をした（なお、最高裁判所も平成9年3月17日付けで特別抗告棄却決定をしている。）。

(4) Cの死亡後における被告ら並びにDら及び総極真の活動等

ア 被告らの活動等

(ア) 被告Bは、平成9年、極真会館福島県支部の支部長を務めていたFと再会し、Fの許可を得て、F道場の分支部である矢吹支部（平成10年に福島県南支部と改称した。）を創設した。被告Bは、平成16年2月7日、Fの許可を得てF道場から独立し、同月22日、事務局を福島県郡山市内に置く「国際空手道連盟極真会館総本部」（代表者小野寺勝美）との間で、被告Bを「福島県南本部」の本部長ないし責任者とする誓約書（規約）を取り交わした。

(イ) 被告Bは、平成18年9月1日、原告Aを代表者とする「国際空手道連盟極真会館総本部」（宗家）との間で、本件規約を取り交わし、本件支部契約を締結した。本件規約には、宗家の代表者を原告Aとすること（2条）、支部は本件規約を遵守し、本部の指令に従い常に緊密な連携を保ち、本部の決定事項を遵守しなければならないこと（8条1項）、「極真」、「極真会」、「極真会館」、「国際空手道連盟極真会館」、その他の極真にかかわる商標等に関する権利は本部が管理し、支部はこれらの権利を本部の許諾なしに使用できないこと（13条1項、2項）、本件規約に基づく支部の認可が失効した場合、当該支部は、本件規約によって許諾された支部の名称及び上記商標等を一切使用できないこと（16条2項）などが定められていた。

被告Bは、宗家との間で本件支部契約を締結していた平成20年11月14日、被告法人を設立したが、原告Aとの関係悪化等によって、本件支部契約は遅くとも平成21年2月2日に失効した。

(ウ) 被告Bは、本件支部契約の終了後も、本件規約16条2項の規定に反して本件各標章を含む極真関連標章の使用を継続していた。

原告Aは、平成23年8月1日、被告Bに対し、被告Bが本件支部契約の失効後も極真関連標章を使用していることが宗家の権利等を侵害するとして、その使用中止及び違約金の支払等を求める通知書(乙79。以下「本件侵害警告」という。)を宗家の代表者として送付した。

(エ) 被告Bは、平成24年11月26日、後記イ(イ)のとおりDらが中心となって設立した総極真の前身である「社団法人世界総極真」(なお、同団体は、平成25年4月2日に設立登記を行い、総極真となった。以下、設立登記前の同団体についても「総極真」という場合がある。)から、公認道場の開設を許可する書面の交付を受け、その後、被告ら道場は、総極真の加盟道場として空手教授等の業務を行うようになった。

(オ) 被告法人は、口頭弁論終結日時点において、20を超える被告ら道場を総極真の加盟道場として運営しており、その数は、総極真の加盟道場全体の約1割を占めている。

イ Dら及び総極真の活動

(ア) Dらは、Cの死亡後も継続して、極真関連標章を使用して空手教授等を行ってきた。Eは、平成16年1月、Dらが当時所属していた一般社団法人国際空手道連盟極真会館(連合会)が第1回極真連合杯を開催した際、実行委員長として同大会を取り仕切り、テレビ放映の調整を行うなどした。

(イ) Dらは、平成24年11月26日、総極真の前身である「社団法人世界総極真」を設立し、平成25年4月2日、総極真の設立登記を経由して、Dがその代表理事に、Eがその理事に、それぞれ就任した。

また、総極真の設立時には、Dらが従来運営していた道場のほか、Dらと協力関係を構築してきた道場主ら及びその運営に係る道場も総極真に参加した。

本件訴訟の口頭弁論終結日時点において、総極真は、日本国内で約200の道場を運営し、また、約60か国に所在する海外の道場が総極真に加盟している。なお、総極真は、平成28年10月、極真空手の世界大会を開催し、35か国から選手が参加した。

(5) Cの死亡後における原告らの活動

ア 原告Aは、Cの死亡時まで、極真会館の事業活動に全く関与していなかった。

イ 原告Aは、母親と共に、平成9年、Gらに対し、同人らの占有していた極真会館の総本部の建物の明渡しを求める訴訟を提起し、平成11年2月17日に成立した裁判上の和解に基づき、同年3月末、Gらから上記建物の引渡

しを受け、そのころ以降、同建物を利用して極真会館の事業（道場の運営やCに関する記念館の開設など）を行うようになった。

ウ 原告らは、平成29年2月7日時点において、日本国内において、総本部のほか4か所の国内道場（支部）を運営し、極真空手の教授等を行っている。また、原告らは、海外においても数か所の支部を運営し、概ね1年に1回程度の頻度で、極真空手の選手権大会であるマス大山メモリアルカップを開催している。

(6) 極真関連標章に関する紛争等

ア Gは、Cの死亡後も極真関連標章の使用を継続し、平成6年ないし平成7年までの間、複数の極真関連標章について商標登録出願をし、自己名義の商標登録を受けた。

イ D及びCの生前に極真会館に属していたその他の者らは、平成14年、Gを被告として、空手の教授等に際して極真関連標章を使用することにつき、Gの商標権に基づく差止請求権が存在しないことの確認等を求める訴訟を大阪地方裁判所に提起した（同庁同年(ワ)第1018号）。

同裁判所は、Gの上記商標権の行使が権利濫用であるとして上記不存在確認請求を認容し、その控訴審である大阪高等裁判所も、平成16年9月29日、同旨の理由によりGの控訴を棄却した。

ウ E及びCの生前に極真会館に属していたその他の者らは、平成14年、Gを被告として、空手の教授等に際して極真関連標章を使用することにつき、Gの商標権に基づく差止請求権が存在しないことの確認等を求める訴訟を東京地方裁判所に提起した（同庁同年(ワ)第16786号）。

同裁判所は、平成15年9月29日、Gの上記商標権の行使が権利濫用であるとして上記不存在確認請求を認容した。

エ 原告Aは、平成16年1月15日、Gが商標登録を受けた極真関連商標の一部について無効審判を請求したところ、特許庁は、Gの受けた商標登録が法4条1項7号に反するものであるとして、同年9月22日付けで登録を無効とするとの審決をした。これに対し、Gは、上記審決の取消を求める訴訟を知的財産高等裁判所に提起したが（同庁平成17年(行ケ)第10028号）、同裁判所は、平成18年12月26日、Gの請求を棄却する旨の判決を言い渡した。

オ 原告らは、平成28年5月23日、総極真に対し、本件各商標権に基づき、空手の教授等に際して本件各商標に類似する標章を使用すること等の差止めを求める訴え（反訴）を東京地方裁判所に提起した（同庁同年(ワ)第16340号）。

同裁判所は、同年11月24日、原告らの上記商標権の行使が権利濫用であるとして、原告らの請求をいずれも棄却する旨の判決を言い渡した。

2 争点1（被告Bが本件各標章を使用しているか）について

被告法人は、前記第2の2(4)のとおり本件各標章を使用しているところ、

原告らは、平成21年2月以降も、被告Bが被告法人と共同で被告ら道場を運営して本件各標章を使用している旨主張する。しかしながら、本件全記録を子細に検討しても、被告法人の設立後において、被告Bが被告ら道場を運営していることを認めるに足る証拠はない。かえって、被告ら道場において運営主体として被告法人の名称が表記されていること（甲10の写真18, 21, 25等）に照らせば、被告ら道場を運営して本件各標章を使用しているのは被告法人であると認めることが相当である。

したがって、原告らの被告Bに対する請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がないことが明らかである。

3 争点2（本件各商標の商標登録に無効理由があるか）について

(1) 法3条1項6号の該当性

被告らは、多数の事業者が本件各商標を使用していることを根拠に、本件各商標が空手の教授等という特定の役務に関して多数使用されている名称であって、需要者が何人の営業に係る役務であるかを認識することができない商標（法3条1項6号）に当たると主張する。

確かに、証拠（乙1～56, 62。枝番のあるものは枝番を含む。）によれば多数の事業者が極真関連標章を用いており、その中には本件各商標と同一又は類似するものも存在することが認められるが、そのような事情から直ちに本件各商標に出所識別力が存在しないということとはできず、ほかに本件各商標について、需要者が何人の営業に係る役務であるかを認識することができない商標に当たると認めるに足る証拠はないから、被告らの上記主張を採用することはできない。

なお、被告らは、極真関連標章が多数の事業者によって使用されていることから、アルコール飲料、茶、コーヒー等を主とする飲食物の提供等について用いられる「愛」、「純」、「ゆき」、「蘭」等（商標審査基準第1の八の9参照）と同様に解すべきであるとも主張する。しかしながら、極真関連標章を使用する上記多数の事業者らが、Cと共に極真関連標章の周知性・著名性に寄与した者ら又はそれらと同一視される団体等と無関係であると認めるに足る証拠はなく、他に同事業者らが単に空手教授等という特定の役務を示すものとして極真関連標章を用いていると認める事情も見当たらないから、被告らの上記主張は失当である。

(2) 法4条1項7号の該当性

被告らは、原告らが専ら他の事業者に金銭を請求して活動を妨害するという不正な目的で登録出願をしたとして、本件各商標は公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標（法4条1項7号）に当たると主張する。

しかしながら、原告らの本件各商標に係る登録出願が、被告らの主張するような不正の目的に基づくものであったと認めるに足る証拠はない。かえって、上記1(5)イ、ウのとおり、原告らは、平成11年3月ころ以降、Gらから引渡しを受けた建物を利用して極真会館の事業（道場の運営やCに関する記念館

の開設など)を行うようになり、平成29年2月7日時点において、日本国内において総本部のほか4か所の国内道場(支部)を運営して極真空手の教授等を行っていることからすれば(なお、被告らも、平成18年9月1日から遅くとも平成21年2月2日までの間、宗家との間で本件支部契約を締結していたことは前記1(4)ア(イ)のとおりである。)、原告らが、本件各商標について、宗家としての空手教授等の事業に使用する目的を有していたことは明らかである。

したがって、被告らの上記主張を採用することはできない。

(3) 法4条1項8号, 10号, 19号の該当性

ア 被告らは、①本件商標3が、原告らから見て「他人」である極真会館の名称を含むから、他人の名称を含む商標(法4条1項8号)に当たる、②本件商標1, 2, 4~6が、原告らから見て「他人」である極真会館の役務を表示するものであるから、他人の業務に係る役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標であって、その役務について使用するもの(同項10号)に当たる旨主張する。

そこで検討するに、原告らは、前記第2の2(3)及び上記1(5)ウのとおり、極真関連標章である本件各商標権を取得して極真空手の教授等を行っている一方、Cは後継者を公式に指名することなく死亡している。そして、極真会館において世襲制が採用されていたこともうかがわれず(なお、上記1(1)イのとおり、規約には館長や総裁の地位の決定や承継に関する定めはない。)、他にCの相続人である原告Aを極真会館におけるCの後継者であると認めるに足る証拠はない。したがって、原告らは、Cの生前から極真空手の教授や空手大会の開催等を行いCから認可を受けた極真会館の支部長ら及び同支部長らによって設立された団体と同様、極真会館を称して極真空手の教授等を行う複数の事業者の一つであるというべきである。

このように、原告らが、極真会館を称して極真空手の教授等を行う複数の事業者の一つであることからすれば、本件各商標は、原告らからみて「他人」の名称を含むとも、「他人」の業務に係る役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標と同一の商標ともいえないから、被告らの上記主張はいずれも採用することができない。

イ また、被告らは、本件各商標につき、原告らが、自らの立場を有利にする目的又は対立する派閥を抑圧する目的で出願したものであるから、他人の業務に係る役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標と同一の商標であって不正の目的をもって使用をするもの(法4条1項19号)に当たると主張する。

しかしながら、本件各商標が、いずれも「他人」の業務に係る役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標と同一の商標に当たらないことは上記アのとおりであるし、原告らの本件各商標に係る登録出願が、不正の目的に基づくものであったといえないことも上記(2)のとおりで

あるから、被告らの上記主張は到底採用することができない。

(4) 法4条1項15号の該当性

被告らは、本件各商標が、いずれも原告らにとって他人である「極真会館」の役務と混同を生ずるおそれがあるとして、他人の業務に係る役務と混同を生ずるおそれがある商標（法4条1項15号）に当たると主張する。

しかしながら、上記(3)アのとおり、原告らは、極真会館を称して極真空手の教授等を行う複数の事業者の一つであるから、本件各商標が原告らにとって他人の業務に係る役務と混同を生ずるおそれがある商標に当たるとはいえず、被告らの上記主張を採用することはできない。

(5) 以上によれば、本件各商標には、いずれも無効理由があるとは認められない。

4 争点3（法26条1項1号の抗弁の成否）について

(1) 被告法人は、本件各標章が、総極真グループという経済主体と被告ら道場との同一性を認識させる機能を発揮させるものであるとして、自己の名称又は著名な略称に該当する旨主張する。

しかしながら、被告法人が総極真に加盟したことをもって本件各標章が直ちに被告法人の名称に当たることとなるものとは認められないし、また、本件各標章が被告法人の著名な略称であると認めるに足る証拠もないから、被告法人の主張を採用することはできない。

(2) なお、付言するに、法26条1項1号の趣旨は、自己の名称等と同一又は類似の商標につき商標登録がされたことによって自己の名称等それ自体を表示することが妨げられるのは相当といえないことにあるから、被告法人の名称が被告法人の「自己の名称」に当たるとしても、その使用に対して本件商標権の効力が及ばないのは、「普通に用いられる方法で表示する」場合に限られる。したがって、自己の名称であっても宣伝広告目的で特に需要者の注意を引くように記載するような場合には、「普通に用いられる方法」には当たらないと解すべきである。

しかるところ、被告法人における本件標章1及び同2-2の使用は、被告ら道場の建物又は看板等に「極真カラテ」部分を赤字で強調して表示し（甲10の写真1~3, 9, 12, 14~17, 22~24, 27, 32）、あるいは「極真」の表記のみをことさら取り上げる（甲10の写真26, 28参照）などの態様によるものが大半であって、これらはいずれも自己の名称としての使用でないか、又は、宣伝広告目的で特に需要者の注意を引くように記載されたものというべきであるから、このような本件各標章の使用は「普通に用いられる方法」で表記されたものに当たるといえることができない。

5 争点4（本件各商標に係る被告Bの先使用権の成否）について

本件各商標の登録出願前の時点において、本件各商標と同一ないし類似する本件各標章が、被告法人を示すものとしての周知性を獲得していたと認めるに足る証拠はない。したがって、被告法人が先使用による商標の使用をする権利

(法32条1項前段)を有するという事はできない。

この点、被告らは、被告Bが、本件各商標に係る登録出願日のうち最も早い本件商標4の登録出願日(平成15年7月17日)の時点において、常設道場2か所を有し、多くの道場生を抱えていた上、一定の知名度を有していたことから、本件各商標の登録出願日時点において、本件各標章が被告法人を示すものとして周知であった旨主張する。しかしながら、被告法人の設立は平成20年11月であり、本件商標1～5の登録出願日において、被告法人は未だ存在していなかったのであるから、同日時点において、本件商標1～5に対応する本件標章1, 同2-1, 同2-2, 同3, 同4-1, 同4-2, 同5がそれぞれ被告法人を示すものとして周知であったといえないことは明らかである(被告Bと被告法人とが別の権利義務主体であることは上記2のとおりである。)。なお、本件商標6の登録出願日(平成24年6月6日)の時点においても、本件標章6が被告法人を示すものとして周知であったと認めるに足る証拠がないことは、上記のとおりである。

6 争点5(権利濫用の抗弁の成否)について

前記前提事実及び上記1の認定事実を踏まえ、原告らの被告らに対する請求が権利濫用に当たるか否かを検討する。

(1) 本件各商標に類似する本件各標章は、前記第2の2(2)イのとおり、遅くともCの死亡した平成6年4月26日から現在に至るまで、空手及び格闘技に関心を有する者の間において極真会館又はその活動を表すものとして広く知られているところ、このような本件各標章の周知性及び著名性の形成、維持及び拡大に対しては、上記1(1), (2)イ及び(4)イのとおり、Cの生前・死後を通じ、長年にわたって極真空手の教授や空手大会の開催等を行ってきたC及びCから認可を受けたDらを含む極真会館の支部長らの多大な寄与があったと認められる。

他方、原告らは、極真関連標章である本件各商標に係る商標権を取得して極真空手の教授等を行っているが、上記3(3)アのとおり、極真会館の分裂後に極真会館の支部長らにより設立された団体と同様、極真会館を称して極真空手の教授等を行う複数の事業者の一つにすぎないと考えられる。また、上記の事情に加え、原告らが、平成6年4月26日にCが死亡した後、極真会館関係者らが極真関連標章を付して極真空手の普及活動を行ってきたことを長年にわたり認識していたと考えられるにもかかわらず、早期に本件各商標に係る商標登録出願を行わず、同出願を行わなかったことに合理的理由があったとも認められないことなども総合考慮すると、原告らが極真関連標章の周知性及び著名性の形成、維持及び拡大において多大な寄与があった支部長ら及びこれと同視できる団体等に対し、本件各商標権に基づき、極真関連商標の使用を禁止するような場合には権利の濫用に当たると解すべきである。

(2) そこで、まず被告Bらにつき、極真関連標章の周知性及び著名性の形成、維持及び拡大においていかなる寄与があったかを検討するに、上記(1)の

とおり、本件各商標に類似する本件各標章は、遅くともCの死亡した平成6年4月26日から現在に至るまで、空手及び格闘技に関心を有する者の間において極真会館又はその活動を表すものとして広く知られていたところ、被告Bは、Cの生前には、上記1(2)アのとおり、一時的に極真会館の福島県支部が運営する道場に門下生として所属していたにすぎないから、本件各標章の周知性及び著名性の形成に対する寄与があったとは到底認められない。また、上記(4)ア(ア)の経緯等を考慮しても、本件各標章の周知性及び著名性の維持又は拡大に対する被告Bの寄与が大きかったとは認め難い。

(3) 次に、被告らは、被告ら道場が、総極真への加盟後、総極真の加盟道場として本件各標章を使用しているから、原告らの請求は、極真関連標章の周知性及び著名性の形成、維持及び拡大において多大な寄与があったDらと同視される総極真に対する請求であって、権利濫用に当たると主張する。

そこで、同主張について検討する。

ア まず、原告らの総極真に対する権利行使が権利濫用に当たるといえない場合には、被告らの上記主張はそもそも失当であるから、この点について検討する。

この点、①上記(1)のとおり、本件各標章の周知性及び著名性の形成、維持及び拡大に対して、Cの生前・死後を通じ、長年にわたって極真空手の教授や空手大会の開催等を行ってきたC及びCから認可を受けた極真会館の支部長らの多大な寄与があったと認められるところ、上記1(2)イ、1(4)イで認定したところに照らせば、Dら及びDらと同視されるべき総極真についても、本件各標章の周知性及び著名性の形成、維持及び拡大に対する寄与が非常に大きかったことは明らかである。これに加えて、②上記(1)のとおり、原告らは、極真会館の分裂後にDらにより設立された総極真と同様、極真会館を称して極真空手の教授等を行う複数の事業者の一つにすぎないこと、③原告らが、Dらやその他の極真会館関係者らが極真関連標章を付して極真空手の普及活動を行ってきたことを長年にわたり認識していたにもかかわらず、早期に本件各商標に係る商標登録出願を行っておらず、同出願を行わなかったことに合理的な理由があったとも認められないこと等の事情をも総合考慮すると、原告らが総極真に対し、本件各商標権に基づく権利を行使することは権利の濫用に当たると解される(上記1(6)オ記載の判決参照)。

イ そこで、上記アの判断を踏まえて、原告らの被告法人に対する権利行使が、総極真に対する権利行使と同視されるかについて検討する。

被告Bは、Cの死後10年以上が経過した平成18年9月1日、原告Aが運営する宗家との間で本件支部契約を取り交わして原告らから本件各商標に係る標章の使用を許諾されたが、原告Aと被告Bとの関係悪化等によって、遅くとも平成21年2月2日までに本件支部契約は失効した(上記1(4)ア(ア)及び(イ))。それにもかかわらず、被告法人は、同月3日以降も、本件規約の条項に反して権限なく本件各標章の使用を継続しているのであって

(上記 1 (4) ア(ウ)) , 被告法人の本件支部契約の失効後における本件各標章の使用期間は, 被告らが総極真に加盟したと主張する平成 24 年 1 月 26 日までの間に限っても, 3 年 9 か月間以上と相当長期間にわたっている。

さらに, 被告 B は, 上記 1 (4) ア(ウ)及び同(エ)のとおり, 平成 23 年 8 月になって原告 A から本件侵害警告を受けるや, その翌年に総極真に加盟するに至ったものであるが, 総極真への加盟前後を通じて, 本件各標章の使用態様に変化があったとは認められない。また, 総極真の道場開設認可証(乙 1 1 2) は, 文面上, 「国際空手道連盟極真會館」及び「社団法人世界総極真」(判決注: 総極真) が「B」(判決注: 被告 B) に対して「極真會館公認道場ヲ開設スルコト」を認可しているにすぎず, これによって直ちに被告法人が総極真から本件各標章の使用許諾を受けたとは認め難い。

このように, ①被告法人が, 被告 B の宗家脱退後も長期間にわたって, 本件各商標と類似する本件各標章を無権限で使用していたこと, ②被告 B は, 原告 A からの本件侵害警告を受けて総極真に加盟したものの, 加盟の前後を通じて被告法人による本件各標章の使用態様には変化がないこと, ③総極真の被告 B に対する「認可」が直ちに被告法人に本件各標章の使用を許諾する趣旨であるとは認め難いこと等の事情に照らせば, 被告 B が総極真に加盟したという事実のみをもって, 直ちに原告らの被告法人に対する本件各商標権の行使が権利の濫用であるということはできない(この点, 被告らは, 本件支部契約の締結前に事務局を郡山市内に置く「国際空手道連盟極真會館総本部」(代表者小野寺勝美) との間で規約を取り交わしているが(上記 1 (4) ア(ア)) , 同団体の性格等は証拠上判然としないし, 被告 B がその後に宗家との間で本件支部契約を締結していることにも鑑みれば, 同事情は上記の認定判断を左右するものとはいえない。また, 被告 B は, 平成 21 年 1 月に E から, 平成 24 年 5 月に D から, それぞれ「極真空手の商標目録」の使用を許諾する旨の書面を交付されているが(乙 1 1 5 及び乙 1 1 6) , その趣旨及び許諾の対象は不明であり(なお, 本件各商標の使用許諾については, その各商標権者である原告らの許諾が必要であることはいうまでもない。), やはり上記の認定判断を左右するものとはいえない。)

ウ もっとも, 被告法人が運営する被告ら道場は, 平成 24 年 1 月 26 日に被告 B が総極真から道場開設許可を受けて以降現在に至るまで, 総極真の加盟道場として空手教授等の活動を継続し, 平成 27 年 4 月末日時点においては, 総極真の加盟道場としての活動期間(2 年と 157 日) が宗家への加盟期間(2 年と 155 日) を上回るに至っている。また, 被告法人は, 現在, 総極真の全道場数の約 1 割に当たる 20 か所の道場を運営するに至っており(乙 1 2 2, 1 2 3) , 総極真の加盟道場全体に占める被告ら道場の重要性も相当大きいものと認められる。

このように被告ら道場が, 被告 B の総極真への加盟後に, 総極真の下で着実に活動実績を重ね, 平成 27 年 4 月末日には総極真への加盟期間が宗家へ

の加盟期間を超えるに至ったこと、総極真における被告ら道場の占める割合が相当程度に上っていること、本件各標章を使用しなければ被告ら道場の総極真加盟道場としての活動に困難をきたすと容易に予想されることなどを考慮すると、少なくとも平成27年5月以降においては、原告らの被告法人に対する本件各商標権の行使は、総極真に対する本件各商標権の行使と同視するのが相当である。したがって、原告らの被告法人に対する請求のうち、本件各標章の使用の差止めを求める部分及び平成27年5月以降における損害賠償を求める部分については、上記アの理由により、権利の濫用として許されない。

(4) 以上によれば、原告らの請求のうち、被告法人が平成27年4月までの間に本件各標章を使用したことについて損害賠償を求める部分については権利の濫用とはいえないが、平成27年5月以降における被告ら各商標の使用について損害賠償を求める部分及び本件各標章の使用の差止めを求める部分については、いずれも権利の濫用として許されないこととなる。

7 争点6（非商標的使用の抗弁の成否）について

被告法人が、①平成21年2月3日以降、被告ら道場の建物の看板、建物ドア、表示板等に本件標章1，同2-1，同2-2，同3，同4-1，同4-2を使用し、被告ら道場において、空手の教授を受ける者の利用に供する道着に本件標章5を使用し、被告ら道場において、本件標章1，同2-1，同2-2，同4-1，同4-2を付したワッペン，シール，ステッカー等を販売してこれらの各標章を使用し、自らが管理する被告サイトに本件標章1，同2-2，同3，同4-1，同4-2，同5を付して使用していること、②平成26年に福島県内で開催した第10回オープントーナメント全福島空手道選手権大会において、本件標章1，同2-1，同2-2，同3，同5を使用した横断幕，旗，道着，Tシャツ，賞状トロフィー等を用い、また、本件標章1，同2-2，同3，同4-1，同4-2，同5，同6を付したTシャツ，タオル，バッグ，ワッペン，シール，ステッカー等を販売したことは、前記第2の2(4)のとおりである。そして、証拠（甲7，10，11）によれば、上記の各使用は、いずれも、本件各商標をその出所識別能力を果たす態様によって使用したものであることが明らかである。

これに対し、被告らは、①本件各商標が多くの事業者で使用されており、また、②需要者が着目するのは本件各商標ではなく「総極真」の部分であるから、本件各標章は出所識別機能を発揮していないと主張するが、本件商標が出所識別力を有しないという被告らの主張に理由がないことは上記3(1)のとおりであって、これを前提とする被告らの上記主張を採用することはできない（なお、原告らは、本件各標章を必ずしも「総極真」の表記と共に使用しているわけではなく、かえって、多くの場面において本件各標章を単独で使用しているのであるから（甲10の写真1～3，5，8～10，12～26，28など），上記②はこの点からも失当である。）。

8 争点7（消滅時効の抗弁の成否）について

被告らは、①被告Bが宗家を脱退した経緯及び②原告Aが平成23年8月1日に被告Bに本件侵害警告を送付したことを理由に、原告らは遅くとも同日の時点で、被告法人が本件各標章を使用していることを認識したといえるから、同日を民法724条前段の消滅時効の起算点とすべきである旨主張する。

しかしながら、上記①及び②の事情から直ちに原告らが平成23年8月1日の時点で被告法人による本件各標章の使用を認識したと認めることは困難であるし、他にこれを認めるに足る証拠もない。したがって、被告らの上記主張を採用することはできない。

9 争点8（原告らの損害額）について

(1) 被告法人の売上等

証拠（乙80～82，乙124～126）及び弁論の全趣旨によれば、平成21年5月1日から平成27年4月30日までの期間に係る被告法人の売上及び売上総利益（売上から売上原価を差し引いたもの）の額は、それぞれ次のとおりと認められる。

ア 第2期（平成21年5月1日～同22年4月30日）

（ア） 売上額 4182万2937円

（イ） 売上総利益額 3890万6014円

イ 第3期（平成22年5月1日～同23年4月30日）

（ア） 売上額 371万7250円

（イ） 売上総利益額 4126万5367円

ウ 第4期（平成23年5月1日～同24年4月30日）

（ア） 売上額 4643万3524円

（イ） 売上総利益額 4313万3261円

エ 第5期（平成24年5月1日～同25年4月30日）

（ア） 売上額 5389万7177円

（イ） 売上総利益額 4980万8207円

オ 第6期（平成25年5月1日～同26年4月30日）

（ア） 売上額 5943万4870円

（イ） 売上総利益額 5613万4598円

カ 第7期（平成26年5月1日～同27年4月30日）

（ア） 売上額 5882万0137円

（イ） 売上総利益額 5533万2117円

(2) 原告Aの損害額

ア 被告法人の利益額について

（ア） 被告法人の利益（限界利益）の額は、被告法人の売上総利益額（上記(1)ア～カの各(イ)のとおり）と認めるのが相当である（なお、原告らは、被告法人が空手の教授によって得た利益と空手の興業の企画・運営又は開催によって得た利益とに分けて主張するが、被告らの利益をそのように明確に

分けることは証拠上困難であるから、採用できない。)

これに対し、被告らは、被告法人の利益の額を純利益（営業利益（売上から売上原価のほか販売費及び一般管理費を控除したもの）に営業外収益及び特別利益を加えたもの）の額とみるべきであると主張する。しかしながら、法38条2項に基づく損害額の算定の場面で、侵害者の利益を算定するに当たり売上から控除すべき経費とは、営業利益を算定するための経費ではなく、同売上を上げるためにのみ要する変動費（いわゆる限界経費）を意味すると解すべきところ、被告らは被告法人が売上を上げるためにのみ要した具体的な変動費について何ら主張しない（なお、証拠によっても被告法人が売上を上げるために変動費を要したとは認め難い。)

(イ) そうすると、以下のa及びbのとおり、本件商標権1及び2のみの侵害期間（平成21年2月27日～同年12月3日）に係る被告法人の利益額は2984万5709円と、本件商標権1～3の侵害期間（平成21年12月4日～平成27年4月30日）に係る被告法人の利益額は2億6144万9139円と、それぞれ算定できる。

a 本件商標権1及び2のみの侵害期間に係る被告法人の利益額

本件商標1及び2の登録日はいずれも平成21年2月27日であり、本件商標3の登録日は同年12月4日であるから、被告法人が本件商標権1及び2のみを侵害していた期間は、平成21年2月27日～同年12月3日までの280日間である。したがって、同期間における被告法人の利益は、2984万5709円（計算式は以下のとおり）となる（なお、被告法人の平成21年2月27日から同年4月30日までの間の利益額については直接的な証拠がないが、他方で、これが直後の第2期における利益よりも高い又は低いと認めるに足る的確な証拠もないから、第2期と同程度の利益を上げていたものと認定するのが相当である。)

計算式：3890万6014円（第2期における被告法人の利益額）×280日（＝平成21年2月27日～同年12月3日までの日数）
／365日＝2984万5709円

b 本件商標権1～3の侵害期間に係る被告法人の利益額

前記6(4)のとおり、平成27年5月1日以降における原告Aの商標権1～3の行使は権利濫用と評価されるから、本件商標権1～3の侵害を理由とする損害賠償請求が認められるのは、本件商標3の登録日（平成21年12月4日）から平成27年4月30日までの間に係る分となる。したがって、同期間における被告法人の利益は、2億6144万9139円（計算式は以下のとおり）となる。

計算式：3890万6014円（第2期における被告法人の利益額）×148日（＝平成21年12月4日～平成22年4月30日までの日数）
／365日＋4126万5367円（第3期における被告法人の利益額）
＋4313万3261円（第4期における被告法

人の利益額) + 4980万8207円 (第5期における被告法人の利益額) + 5613万4598円 (第6期における被告法人の利益額) + 5533万2117円 (第7期における被告法人の利益額) = 2億6144万9139円

イ 被告法人の利益額に対する本件商標1～3の寄与の割合 (推定覆滅事情) について

被告ら道場においては、原告Aによる本件商標1～3の各出願より前から本件各標章が継続的に使用されていたこと、被告ら道場以外にも本件商標1～3を含む名称を有する空手道場等が多数存在することがうかがわれることに加え、需要者が空手道場を選択するに当たっては、当該道場の所在地、指導者、在籍する門下生の実績や雰囲気、指導者の指導方針等に対する信用の有無・程度等が重要な要素として考慮されるところに照らせば、被告法人の売上について、本件商標1～3と類似する本件標章1, 同2-1, 同2-2, 同3の顧客誘引力が寄与した程度は極めて限定的であると考えられる。

さらに、被告ら道場が所在するのが福島県内のみであるのに対し、原告らの道場は福島県内に全く存在しないこと (争いが無い。) や、上記のとおり、需要者が空手道場を選択するに当たっては、当該道場の所在地、指導者、在籍する門下生の実績や雰囲気、指導者の指導方針等に対する信用の有無・程度等が重要な要素として考慮されるところ、本件商標1～3の各出願日より前から、被告Bをはじめとする被告ら道場の指導員の活動や門下生らの活躍がマスメディアにしばしば取り上げられるなど (乙95～99)、被告ら法人が福島県内において一定の信用を築いていたとみられることなども考慮すると、本件各標章が被告ら道場で使用されたことによる原告らの活動への影響も極めて小さかったと推認される。

これらの事情を総合考慮すれば、本件商標権1, 2のみの侵害期間に関しては被告法人の得た利益額のうち98%について、本件商標権1～3の侵害期間に関しては被告法人の得た利益額のうち97%について、それぞれ損害額の推定が覆滅されるとみるのが相当である。

ウ 以上によれば、被告法人が本件商標権1～3を侵害したことにより生じた原告Aの損害額は、以下のとおり、844万0388円と算定される。

計算式：2984万5709円 (被告法人の平成21年2月27日～同年12月3日まで利益額) × 2% + 2億6144万9139円 (被告法人の平成21年12月4日～平成27年4月30日までの利益額) × 3% = 844万0388円

(3) 原告会社の損害額

ア 原告会社は、法38条3項に基づき、本件商標4～6の使用料相当額の損害賠償を請求する。

イ そこで検討するに、本件商標権4～6の一部又は全部を侵害していた期間

に係る被告法人の売上額は、以下の(ア)～(ウ)のとおり、合計2億2816万7569円(本件商標権4のみの侵害期間(平成23年2月10日～平成24年5月10日)につき5749万2021円、本件商標権4及び5のみの侵害期間(平成24年5月11日～平成25年1月24日)につき3824万4846円、本件商標権4～6の侵害期間(平成25年1月25日～平成27年4月30日)につき1億3243万0702円)と認められる。

(ア) 本件商標権4の侵害期間に係る被告法人の売上額

本件商標権4の原告会社への移転登録日は平成23年2月10日、本件商標5の登録日は平成24年5月11日であるから、被告法人は、平成23年2月10日から平成24年5月10日まで間、本件商標権4のみを侵害していたこととなる。同期間における被告法人の売上額は、5749万2021円(計算式は以下のとおり)となる。

計算式：4371万7250円(第3期における被告法人の売上額)×80日(=平成23年2月10日から同年4月30日までの日数)÷365日+4643万3524円(第4期における被告法人の売上額)+5389万7177円(第5期における被告法人の売上額)×10日(平成24年5月1日から同月10日までの日数)÷365=5749万2021円

(イ) 本件商標権4及び5の侵害期間に係る被告法人の売上額

本件商標権4の原告会社への移転登録日は平成23年2月10日、本件商標5の登録日は平成24年5月11日、本件商標6の登録日は平成25年1月25日であるから、被告法人は平成24年5月11日から平成25年1月24日までの間、本件商標権4及び5のみを侵害していたこととなる。同期間における被告法人の売上額は、3824万4846円(計算式は以下のとおり)となる。

計算式：5389万7177円(第5期における被告法人の売上額)×259日(平成24年5月11日から平成25年1月24日までの日数)÷365日=3824万4846円

(ウ) 本件商標権4～6の侵害期間に係る被告法人の売上額

本件商標権4の原告会社への移転登録日は平成23年2月10日、本件商標5の登録日は平成24年5月11日、本件商標6の登録日は平成25年1月25日である。そして、前記6(4)のとおり、平成27年5月1日以降は原告会社の商標権の行使は権利濫用と評価されるから、本件商標権4～6の侵害を理由とする損害賠償請求が認められるのは、本件商標6の登録日(平成25年1月25日)から平成27年4月30日までの間についての分となる。同期間における被告法人の売上高は、1億3243万0702円(計算式は以下のとおり)となる。

計算式：5389万7177円(第5期における被告法人の売上額)×96日(平成25年1月25日から同年4月30日までの日数)÷365日+5943万4870円(第6期における被告法人の売

上額) + 5882万0137円 (第7期における被告法人の売上額) = 1億3243万0702円

ウ もっとも、①本件商標4～6と類似する商標を用いる空手道場等が被告ら道場以外に多数存在することがうかがわれるほか、被告ら道場においても、原告会社による本件商標4～6の各出願より前から本件商標4～6と類似する本件標章4-1, 同4-2, 同5, 同6が継続的に使用されていたこと、②本件商標4～6の各出願日より前から、被告Bをはじめとする被告ら道場の指導員の活動や門下生らの活躍がマスメディアにしばしば取り上げられるなど(乙95～99)、被告ら道場が福島県内において一定の信用を築いていたとみられること、上記(2)イのとおり、③需要者が空手道場を選択するに当たっては、当該道場の所在地、指導者、在籍する門下生の実績、雰囲気及び指導者の指導方針等に対する信用の有無・程度等が重要な要素として考慮されること、④被告ら道場が所在するのが福島県内のみであるのに対し、原告らの道場は福島県内に全く存在しないこと等に照らすと、被告法人の売上の大半は、被告法人の立地のほか、活動・指導の実績や宣伝広告といった本件標章4-1, 同4-2, 同5, 同6以外の要素に起因するものと解される。

こうした事情に加え、本件商標6の指定商品役務が「第25類 被服, 空手衣」及び「第41類 空手の教授, 空手の興業の企画・運営又は開催」であるのに対し、本件商標4は「第41類 空手の教授, 空手の興業の企画・運営又は開催」のみを、本件商標5は「第25類 被服, 空手衣」のみを、それぞれ指定商品役務としていることなど一切の事情を総合すると、本件商標4～6の使用に対し受けるべき金銭の額は200万円と認めるのが相当であり、上記金銭の額がこれより高い又は低いと認めるに足る的確な証拠はない。

したがって、原告会社の損害額は200万円と算定できる。

10 結論

以上によれば、原告らの被告法人に対する請求は、主文第1項及び第2項の限度で理由があるからこれらを認容し、原告らの被告法人に対するその余の請求及び被告Bに対する請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 評】



この事件判決は、控訴審において全部取り消されたから、論評することは省略する。

ただ筆者はこの地裁判決を一読した時、創始者であるCの死後に、その娘が後日になって商標登録したことの理由を考えると、割り切れない判決理由であると思ったのである。その答えを控訴審判決がずばり出してくれたのである。(F-71-1へ)

[牛木 理一]

(別紙)

被告標章目録

1	極真
2-1	極真カラテ
2-2	極真空手
3	極真会館
4-1	
4-2	
5	
6	KYOKUSHIN

商標目録

1

極 真
KYOKUSIN

2

極 真 空 手
KYOKUSIN KARATE

3

極 真 会 館
KYOKUSINKAIKAN

4



5



6 KOKUSHIN (標準文字)